都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																																	
		１．就学援助制度の周知方法																																	
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）											（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他			ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
44	44	43	23	12	29	19	28	37	3	1	5	5	0	0	44	0	0	0	27	5	16	0	0	0	0	3	3	13	1	23	27	4	5	5
茨城県	水戸市	○	○	○		○	○	○							○						○					○	要保護の認定は申請書の提出を求めておらず、福祉事務所から生活保護受給者情報の提供を受け、要保護者として認定している。 準要保護については、小学校入学予定者は教育委員会に提出、在校生は学校に提出。	○		○	○		○	・各学校において、児童生徒の家庭の生活状況を確認するほか、日頃から服服や所持品等に注意を払い、支援が必要と思われる家庭に対し、その都度、制度を案内している。 ・子育て支援部門や生活福祉部門と連携し、ケースワーカー等から制度を案内している。
茨城県	日立市	○				○	○	○							○				○											○				
茨城県	土浦市	○	○				○	○							○				○											○				
茨城県	古河市	○			○	○		○							○					○											○			
茨城県	石岡市	○	○			○	○								○				○											○				
茨城県	結城市	○	○		○		○		○						○				○											○	○			
茨城県	龍ヶ崎市	○		○	○		○	○							○				○											○	○			
茨城県	下妻市	○					○	○							○				○															
茨城県	常総市	○	○		○	○	○	○							○				○	○	○											○		
茨城県	常陸太田市	○			○			○							○						○										○			
茨城県	高萩市	○	○					○			○	新入学児については、教育委員会から保護者全員に在籍園経由又は郵送で通知。			○				○							○	新入学児については、入学前支給を希望する場合は教育委員会へ提出。				○			
茨城県	北茨城市	○	○			○		○							○				○									○			○			
茨城県	笠間市	○			○		○	○							○				○	○											○			

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について １．就学援助制度の周知方法 （１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに〇） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会か児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに〇） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに〇） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに〇） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助総額助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
44	44	43	23	12	29	19	28	37	3	1	5	5	0	0	44	0	0	0	27	5	16	0	0	0	0	3	3	13	1	23	27	4	5	5
茨城県	取手市	○	○		○	○	○	○		○					○						○							○	○	○			○	市HPにてやさしい日本語を使用した就学援助制度について説明したページを作成し公開している。
茨城県	牛久市	○	○	○	○		○	○							○						○					○	申請書提出前にMEBIにて申請の有無を全員に回答いただいている。			○	○			
茨城県	つくば市	○	○		○		○	○							○						○									○	○	○		
茨城県	ひたちなか市	○	○		○	○	○	○							○				○											○	○			
茨城県	鹿嶋市	○		○			○	○			○	進級時以外で年に２回ほど学校を通して案内を行っている。			○				○									○						
茨城県	潮来市	○	○		○	○									○				○	○										○	○			
茨城県	守谷市	○	○	○		○	○	○							○						○									○				
茨城県	常陸大宮市	○	○		○		○	○							○				○									○		○	○			
茨城県	那珂市			○	○		○	○							○				○											○				
茨城県	筑西市	○	○		○										○				○											○	○	○		
茨城県	坂東市	○	○	○	○		○	○							○						○										○			
茨城県	稲敷市	○			○		○	○							○				○											○	○			
茨城県	かすみがうら市	○		○		○	○	○							○						○									○	○		○	ホームページやマチコミ等で周知

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について １．就学援助制度の周知方法 （１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに〇） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに〇） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時を受申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに〇） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに〇） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
44	44	43	23	12	29	19	28	37	3	1	5	5	0	0	44	0	0	0	27	5	16	0	0	0	0	3	3	13	1	23	27	4	5	5
茨城県	桜川市	○			○			○							○						○							○						
茨城県	神栖市	○	○		○						○	小学６年生に秋頃チラシを配布			○					○								○			○			
茨城県	行方市	○			○	○		○							○				○											○	○			
茨城県	鉾田市	○					○	○							○				○															
茨城県	つくばからいき	○	○	○	○	○	○	○							○				○									○		○	○			
茨城県	小美玉市	○	○	○	○	○		○	○						○						○							○		○	○	○		
茨城県	茨城町	○			○	○		○							○				○											○	○			
茨城県	大洗町	○		○	○	○	○	○							○				○														○	就学援助制度案内チラシは、転入生にも漏れがないよう学校を通じてその都度配布している。
茨城県	城里町	○		○	○		○	○							○				○									○			○			
茨城県	東海村	○	○		○	○					○	・PTA総会の際に就学援助制度の書類を配布している ・前年度の準要保護児童生徒（小１～中２）がいる世帯へ案内を送付			○						○									○					
茨城県	大子町	○	○			○		○	○		○	町コミュニティFM放送（FMだいご）で制度について周知			○						○							○						
茨城県	美浦村	○						○							○						○							○						
茨城県	阿見町	○			○	○	○	○							○				○															

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																															
		１．就学援助制度の周知方法																															
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）										（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
44	44	43	23	12	29	19	28	37	3	1	5	5	0	0	44	0	0	0	27	5	16	0	0	0	0	3	3	13	1	23	27	4	5	5
茨城県	河内町	○			○		○	○							○				○											○	○		○	学校連絡アプリ制度を周知
茨城県	八千代町	○	○		○		○	○							○				○												○			
茨城県	五霞町	○	○												○						○										○			
茨城県	境町	○					○	○							○				○									○						
茨城県	利根町	○			○			○							○						○										○			

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																						
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っているが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいなかったため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
44	44	42	2	0	0	0	0	0	42	0	0	2	0	0	0	0	0	2	19	21	0	28	19	7	34	15	2	2	1	5	3	3	2	0	0	0	0	0	0
茨城県	水戸市	○							○											○		○	○	○		○				○										
茨城県	日立市	○							○											○		○			○															
茨城県	土浦市	○							○										○			○			○															
茨城県	古河市	○							○										○			○	○		○															
茨城県	石岡市	○							○											○		○	○								○	就学時健康診断の通知に入学準備金の案内文を同封							
茨城県	結城市	○							○										○				○		○				○											
茨城県	龍ヶ崎市	○							○									○				○	○	○	○															
茨城県	下妻市	○							○										○						○															
茨城県	常総市	○							○										○				○		○															
茨城県	常陸太田市	○							○										○						○															
茨城県	高萩市	○							○										○			○	○				○			○										
茨城県	北茨城市	○							○											○		○	○			○														
茨城県	笠間市	○							○										○						○															

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																							
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っているが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
44	44	42	2	0	0	0	0	0	42	0	0	2	0	0	0	0	0	2	19	21	0	28	19	7	34	15	2	2	1	5	3	3	2	0	0	0	0	0	0
茨城県	取手市	○							○									○				○	○		○	○													
茨城県	牛久市	○							○											○					○														
茨城県	つくば市	○							○										○			○			○														
茨城県	ひたちなか市	○							○											○		○	○		○	○													
茨城県	鹿嶋市	○							○										○					○	○														
茨城県	潮来市	○							○											○		○			○	○													
茨城県	守谷市	○							○											○		○	○		○														
茨城県	常陸大宮市	○							○											○		○	○		○														
茨城県	那珂市	○							○											○				○															
茨城県	筑西市	○							○										○			○	○		○														
茨城県	坂東市	○							○											○					○	○				○									
茨城県	稲敷市	○							○										○						○														
茨城県	かすみがうら市	○							○											○					○					○									

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																							
		<小学校>（1）実施・検討状況について						<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校>（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（8）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					<小学校>（9）（8）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っているが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給額に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
44	44	42	2	0	0	0	0	0	42	0	0	2	0	0	0	0	0	2	19	21	0	28	19	7	34	15	2	2	1	5	3	3	2	0	0	0	0	0	0
茨城県	桜川市	○							○										○						○															
茨城県	神栖市	○							○											○		○	○		○															
茨城県	行方市	○							○											○					○	○														
茨城県	鉾田市	○							○											○		○				○					○	就学時健康診断の結果通知に案内を同封	①10月～11月、②１月６日～１月17日、③３月（昨年度実績）						
茨城県	つくばみらい市	○							○											○		○	○	○	○	○		○											
茨城県	小美玉市	○							○										○			○	○		○	○													
茨城県	茨城町	○							○										○			○			○														
茨城県	大洗町	○							○											○		○		○	○	○													
茨城県	城里町	○							○											○				○	○								①就学時健康診断（10月末）・就学通知発送（1月末）、②2月中旬まで、③3月中旬頃						
茨城県	東海村	○							○										○			○	○		○	○													
茨城県	大子町	○							○											○		○	○								○	町コミュニティFM放送（FMだいご）で制度について周知						
茨城県	美浦村	○							○											○		○				○	○	○											
茨城県	阿見町	○							○										○			○			○	○													

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																						
		<小学校>（1）実施・検討状況について						<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校>（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（8）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					<小学校>（9）（8）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っているが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
44	44	42	2	0	0	0	0	0	42	0	0	2	0	0	0	0	0	2	19	21	0	28	19	7	34	15	2	2	1	5	3	3	2	0	0	0	0	0	0
茨城県	河内町	○							○										○			○			○														
茨城県	八千代町	○							○											○		○	○		○	○													
茨城県	五霞町		○									○																											
茨城県	境町		○									○																											
茨城県	利根町	○							○										○			○			○					○									

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１）　実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）の力の内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）						＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
44	44	42	2	0	0	0	0	0	42	0	0	2	0	0	0	0	1	2	12	27	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	水戸市	○							○											○								
茨城県	日立市	○							○											○								
茨城県	土浦市	○							○										○									
茨城県	古河市	○							○											○								
茨城県	石岡市	○							○											○								
茨城県	結城市	○							○										○									
茨城県	龍ケ崎市	○							○											○								
茨城県	下妻市	○							○										○									
茨城県	常総市	○							○										○									
茨城県	常陸太田市	○							○										○									
茨城県	高萩市	○							○											○								
茨城県	北茨城市	○							○											○								
茨城県	笠間市	○							○										○									

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１）　実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）の力の内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てにＯ）						＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
44	44	42	2	0	0	0	0	0	42	0	0	2	0	0	0	0	1	2	12	27	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	取手市	○							○									○										
茨城県	牛久市	○							○											○								
茨城県	つくば市	○							○											○								
茨城県	ひたちなか市	○							○											○								
茨城県	鹿嶋市	○							○										○									
茨城県	潮来市	○							○											○								
茨城県	守谷市	○							○											○								
茨城県	常陸大宮市	○							○											○								
茨城県	那珂市	○							○											○								
茨城県	筑西市	○							○											○								
茨城県	坂東市	○							○											○								
茨城県	稲敷市	○							○											○								
茨城県	かすみがうら市	○							○											○								

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１）　実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）の力の内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
44	44	42	2	0	0	0	0	0	42	0	0	2	0	0	0	0	1	2	12	27	0	0	0	0	0	0	0		0
茨城県	桜川市	○							○										○										
茨城県	神栖市	○							○											○									
茨城県	行方市	○							○											○									
茨城県	鉾田市	○							○											○									
茨城県	つくばみらい市	○							○											○									
茨城県	小美玉市	○							○										○										
茨城県	茨城町	○							○								○												
茨城県	大洗町	○							○											○									
茨城県	城里町	○							○											○									
茨城県	東海村	○							○											○									
茨城県	大子町	○							○									○											
茨城県	美浦村	○							○											○									
茨城県	阿見町	○							○										○										

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１）　実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）の力の内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
44	44	42	2	0	0	0	0	0	42	0	0	2	0	0	0	0	1	2	12	27	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	河内町	○							○										○									
茨城県	八千代町	○							○											○								
茨城県	五霞町		○									○																
茨城県	境町		○									○																
茨城県	利根町	○							○										○									

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																				（2） （1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3） （1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
44	44	29	29	29	28	28	31	9	4	26	25	10	9	10	21	26	13	3	0	5	12	39	0	12	1	44
茨城県	水戸市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○				○		2				0
茨城県	日立市		○	○	○	○	○					○			○	○						1				0
茨城県	土浦市																				○			児童扶養手当一部支給所得制限限度額を所得基準とし、住宅状況等その他を総合的に判断。 なお、令和３年度から税制改正を受け、給与所得、公的年金所得者については、総所得金額から10万円を控除。		0
茨城県	古河市	○	○	○	○	○	○			○					○	○						1				0
茨城県	石岡市																○					1				0
茨城県	結城市	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○							○			・認定を受けようとする児童生徒の属する世帯全員の収入金額が、市で定める世帯人員別との収入基準額以下の世帯 ・上記以外で、特別な事情により教育委員会が特に認定する必要があると認められる世帯		0
茨城県	龍ヶ崎市	○	○	○	○	○				○	○				○	○						1				0
茨城県	下妻市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○				1			両親が揃っている世帯：1.0倍未満となったものを認定 ひとり親世帯　　：1.5倍未満となったものを認定	0
茨城県	常総市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						2				0
茨城県	常陸太田市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						2				0
茨城県	高萩市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○	1		・扶養義務がない児童生徒を養育している者		0
茨城県	北茨城市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○						2				0
茨城県	笠間市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○	○				○	1		国民年金保険料が減免された者		0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに〇）																				（2） （1）でソ、タ又はチに〇をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに〇をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、給食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
44	44	29	29	29	28	28	31	9	4	26	25	10	9	10	21	26	13	3	0	5	12	39	0	12	1	44
茨城県	取手市															○				○		1				0
茨城県	牛久市																○					1				0
茨城県	つくば市																○					2				0
茨城県	ひたちなか市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		1				0
茨城県	鹿嶋市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					○	1		家計の急変等により経済的に困窮していると認められる者		0
茨城県	潮来市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○						1				0
茨城県	守谷市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					1				0
茨城県	常陸大宮市	○	○	○	○	○	○			○	○						○					1				0
茨城県	那珂市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○		2				0
茨城県	筑西市	○					○									○					○	2		就学援助を受けようとする年度又はその前年度において生活保護の停止又は廃止の措置を受けた者		0
茨城県	坂東市	○					○										○					1				0
茨城県	稲敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					1				0
茨城県	かすみがうら市															○						1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																				（2） （1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、給食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
44	44	29	29	29	28	28	31	9	4	26	25	10	9	10	21	26	13	3	0	5	12	39	0	12	1	44
茨城県	桜川市	○														○	○					2				0
茨城県	神栖市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○			○				1				0
茨城県	行方市															○						1				0
茨城県	鉾田市	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1				0
茨城県	つくばみらい市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1				0
茨城県	小美玉市															○						1				0
茨城県	茨城町																○					1				0
茨城県	大洗町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○				○	○	1		当該年度において，次のいずれかに該当し，経済的に困窮していると認められる者 （ア） 世帯の生計を主として維持する者が死亡，又は心身に重大な障害を受け，若しくは長期入院・病気療養中等により，世帯収入が著しく減少した者 （イ） 世帯の生計を主として維持する者の収入が，事業又は業務の休廃止，事業における著しい損失，失業等により著しく減少した者 （ウ） 災害により，住宅，家財，その他の財産について著しい損害を受けた者		0
茨城県	城里町						○									○					○	1		個別の生活状況等によって、教育委員会が承認・認定を行う		0
茨城県	東海村	○	○	○	○	○	○			○	○				○						○			東海村独自の所得基準を設定（児童扶養手当の一部支給の所得基準を準用）		0
茨城県	大子町		○	○	○	○	○	○		○	○				○											0
茨城県	美浦村	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					○	1		（教育長が特に援助の必要があると認めた者		0
茨城県	阿見町															○						1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																			（2） （1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
44	44	29	29	29	28	28	31	9	4	26	25	10	9	10	21	26	13	3	0	5	12	39	0	12	1	44
茨城県	河内町																○					1				0
茨城県	八千代町	○	○	○	○	○	○								○			○				1				0
茨城県	五霞町		○	○		○	○								○						○			個人事業税・固定資産税及び国民年金の掛金が減免されている民生委員が生活困窮と認め、教育委員会が特に援助が必要と認めたもの		0
茨城県	境町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					○	1		・ひとり親家庭の場合（ただし、同世帯に収入のある同居人が居住し、生活を共にしているとみなされた場合及び他社からの援助が可能と認められる場合は除く） ・その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められるも者		0
茨城県	利根町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				0

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
44	44	44	0	0	5	5	5	39	39	0	2	44	1	1	5	5	5	38	38	0	3	13	11	11	3	3	3	0	0	1	7	39	25	25	14	14	14	0	0	0	4	22	0	0	14	14	14	8	8	0	0	29	0	0	15	15	15	13	13	1	6	9
茨城県	水戸市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	28,351								○	○	22,000							市立以外は上限江.砂	○			○	11,000	11,000					○			○	14,000	11,076					
茨城県	日立市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	0							実績なし.	○	○	29,407								○			○	11,000	10,939														
茨城県	土浦市	○						○	11,100			○						○	19,900													○	○	16,600																												
茨城県	古河市	○						○	11,630			○						○	57,060													○			○	22,690	22,685															○					○	15,000				
茨城県	石岡市	○						○	11,630			○						○	57,060													○			○	22,690	0							○			○	11,000	11,000					○			○	14,000	13,265					
茨城県	結城市	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060															○	○	27,661																		○			○	12,000	12,000					
茨城県	龍ヶ崎市	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	25,980																		○						○	1,000		オンライン学習を行った月のみ１世帯当たりに支給	市内の殆どの学校において各種の取り組みをされ、それぞれの学校の実情に応じた対応を実施しています。また、同じ学校に在籍している保護者の負担は他校と比べ不公平ではない。 現在、各校実施の多くは提供の学校の各種年記載しました。
茨城県	下妻市	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	23,000							令和７年度予算単価	○			○	11,000	11,000					○						○	14,000				
茨城県	常総市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	25,832							令和５年度実績額による	○	○	26,237							令和５年度実績額による																						
茨城県	常陸太田市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	0							実績なし	○			○	40,000	27,020					○			○	11,000	11,000														他制度で支援	
茨城県	高萩市	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	26,308								○						○	11,000													
茨城県	北茨城市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	0							実績なし	○	○	28,175								○						○	11,000													
茨城県	笠間市	○						○	※		認定時期により、月割で支給（小・中学校では、6月分、小学一・6年編・15,960円）	○						○	57,060			○	○	0							実績なし	○	○	7,510																○						○	14,000		認定時期により、月割で支給	

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
44	44	44	0	0	5	5	5	39	39	0	2	44	1	1	5	5	5	38	38	0	3	13	11	11	3	3	3	0	0	1	7	39	25	25	14	14	14	0	0	0	4	22	0	0	14	14	14	8	8	0	0	29	0	0	15	15	15	13	13	1	6	9
茨城県	取手市	○						○	11,630			○						○	57,060													○			○	22,690	22,289																									
茨城県	牛久市	○						○	11,630			○						○	57,060													○			○	22,690	21,321													○			○	15,000	15,000					
茨城県	つくば市	○						○	11,630			○						○	57,060													○			○	22,690	20,000					○			○	11,000	10,994														
茨城県	ひたちなか市	○						○	11,630			○						○	57,060																							○						○	11,000			○						○	15,000			・通学用品費は１学年は０円
茨城県	鹿嶋市	○						○	11,630			○	○	57,060							【金額内訳】 ・通学用（ランドセル）：実績：18,900円 ・通学用学用品費実施：18,360円 計71,040円											○	○	24,758																						○						○	13,000		1世帯あたり 13,000円	
茨城県	潮来市	○						○	11,000			○						○	19,900			○	○	0	○	11,000	11,000					○	○	28,001																○						○	12,000			
茨城県	守谷市	○						○	11,630			○						○	57,060			○			○	40,020	0				実績無	○	○	28,634														○			○	11,000	11,000									○	14,000			
茨城県	常陸大宮市	○						○	11,630			○						○	57,060													○			○	22,690	7,000					○			○	11,000	11,000					○			○	15,000	15,000					
茨城県	那珂市	○						○	※		学用品費と通学用品費を合算。 小：11,630円、小６～９：13,500円。	○						○	57,060													○	○	0							実績なし	○							○	11,000			○						○	15,000			
茨城県	筑西市	○						○	11,630			○						○	37,060													○			○	22,690	22,690					○			○	11,000	9,873					○			○	15,000	12,132					クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については、「学習支援費」という表記で定額支給（年間6,000円）を実施しています。 PTA会費については、各的の学校に会費としている定額については無償化。市内の学校に会費としている定額については、市内の保護者団体を上限として無償化しているが、超過した場合は保護者団体が負担。
茨城県	坂東市	○						○	11,630			○						○	57,060													○			○	22,690	19,615					○			○	11,000	11,000														
茨城県	稲敷市	○						○	11,630			○						○	57,060																																											
茨城県	かすみがうら市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	0								○			○	22,690	0					○			○	11,000						○			○	14,000	13,005					通学費、修学旅行費、クラブ活動費について、対象費目だが実施なし。

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
44	44	44	0	0	5	5	5	39	39	0	2	44	1	1	5	5	5	38	38	0	3	13	11	11	3	3	3	0	0	1	7	39	25	25	14	14	14	0	0	0	4	22	0	0	14	14	14	8	8	0	0	29	0	0	15	15	15	13	13	1	6	9
茨城県	桜川市	○						○	11,630			○						○	68,690													○	○	27,781																○						○	15,000			給食費：欠食の場合１食あたり120円減額、第一子のみ
茨城県	神栖市	○			○	11,640	11,640					○			○	51,110	51,110															○	○	27,489																											給食費は市内小学校に通う全児童無償のため対応可
茨城県	行方市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	10,454								○	○	20,253																○						○	15,000			
茨城県	鉾田市	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	22,691																○			○	15,000	13,633						
茨城県	つくばみらい市	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	26,138								○					○	11,000			○						○	24,000			
茨城県	小美玉市	○						○	11,630			○						○	57,060																							○					○	11,000													
茨城県	茨城町	○			○	11,630	10,736					○			○	※	54,911				本部学費 33,110円（税込） 小中 37,960円 小6 43,000円											○			○	6,000	6,000																											
茨城県	大洗町	○						○	11,630			○						○	57,060																																	○								○	端末の持ち帰り実績に応じて家庭ごとに月額1,000円を支給	学習費、実費なし オンライン学習通信費　端末の持ち帰り実績に応じて家庭ごとに月額1,000円を支給
茨城県	城里町	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	22,690																○			○	15,000	15,000						
茨城県	東海村	○						○	11,630			○						○	※		小１新入学学用品費　17,040円 小６入学準備金　43,000円																						○			○	11,000	11,000					○			○	14,000	7,396						
茨城県	大子町	○						○	3,630			○						○	57,060			○	○	19,394								○	○	1,704								○			○	11,000	8,171															
茨城県	美浦村	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	63,000								○						○	11,000			○			○	15,000	10,718						
茨城県	阿見町	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	0						○	ペット用の補助金があるため実績なし	○	○	13,593						○			○	11,000	11,000					○			○	15,000	0				支給実績なし	

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
44	44	44	0	0	5	5	5	39	39	0	2	44	1	1	5	5	5	38	38	0	3
茨城県	河内町	○						○	11,630			○						○	50,000		
茨城県	八千代町	○			○	11,630	11,201					○			○	57,060	35,772				
茨城県	五霞町	○			○	11,630	10,592					○			○	57,060	0				
茨城県	境町	○						○	11,630			○						○	57,060		
茨城県	利根町	○						○	11,630			○						○	57,060		

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
44	44	13	11	11	3	3	3	0	0	1	7	39	25	25	14	14	14	0	0	0	4
茨城県	河内町	○			○	22,000	18,000					○			○	22,690	0				
茨城県	八千代町											○			○	22,690	22,690				
茨城県	五霞町											○			○	22,690	20,696				
茨城県	境町											○	○	25,000							
茨城県	利根町											○	○	27,890							

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
44	44	22	0	0	14	14	14	8	8	0	0	29	0	0	15	15	15	13	13	1	6
茨城県	河内町	○			○	11,000	0														
茨城県	八千代町											○			○	14,000	9,498				
茨城県	五霞町											○			○	15,000	13,417				
茨城県	境町											○			○	15,000	15,000				
茨城県	利根町											○						○	15,000		

（２）補足事項

都道府県	市区町村名	（２）補足事項
44	44	9
茨城県	河内町	・校外活動費（宿泊有）については、義務教育学校前期課程では保護者負担がない（宿泊を伴う校外活動費負担）ので、費目は未設定の扱とした。 ・宿泊費は長年実績がないため、予算計上もしていない。 ・卒業アルバム代等については、義務教育学校前期課程では実施していないため、費目は未設定扱とした。 ・給食費については、費目としては考えていないが、ゼロより無償としたため平均値の支援はない。
茨城県	八千代町	
茨城県	五霞町	
茨城県	境町	平均支給額：令和７年度の予算計上の単価（学級費・学活費、修学旅行、遠足に関する旅費費のうち１回分）
茨城県	利根町	

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（２）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
44	44	44	0	0	5	5	5	39	39	0	2	44	0	0	6	6	6	39	39	0	1	12	10	10	2	2	2	0	0	1	5	44	28	28	16	16	16	0	0	0	2	22	0	0	15	15	15	7	7	0	0	29	0	0	15	15	15	13	13	1	6	10
茨城県	水戸市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○	○	81,354								○			○	8,800	8,440					○			○	14,000	13,417					
茨城県	日立市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	12,193								○	○	76,232								○			○	10,000	8,800															
茨城県	土浦市	○						○	21,700			○						○	22,900													○	○	77,140																												給食費について、県立中学校の２名のみ年間1,61円ずつ支給
茨城県	古河市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910															○					○	15,000			
茨城県	石岡市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	80,000	77,980					○			○	8,800	8,800					○			○	14,000	13,822					
茨城県	結城市	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	63,000															○	○	79,674																○			○	12,000	12,000					
茨城県	龍ヶ崎市	○						○	22,730			○			○	7,650	0	○	63,000		教材費1,650円 給食費0,100円										○	○	80,360																				○						○	1,000		オンライン学習等を行っていない1部帯為だけに実施	約40農家が学校ごとに金額が異なるため、それぞれの学校の家庭向けに説明を別にしています。また、同じ学校に兄弟している家之子に関は説明されておりません。 電気支知関係の多い様ノ内中学校の金額を記載しました。
茨城県	下妻市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	78,000							令和７年度予算単価	○			○	8,800	8,800					○						○	14,000			
茨城県	常総市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	74,027							令和6年度実績額による																						
茨城県	常陸太田市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							実績なし	○			○	80,000	79,640					○			○	10,000	8,800														他制度で支援	
茨城県	高萩市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	67,458								○						○	10,000													
茨城県	北茨城市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							実績なし	○	○	74,084								○						○	10,000													
茨城県	笠間市	○						○	※		認定時期により、月額で支給(令和2年度以降は7月円、中2、3は年額5,500円)	○						○	63,000			○	○	12,210								○	○	77,921																				○						○	14,000		認定時期により、月額で支給	

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（２）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
44	44	44	0	0	5	5	5	39	39	0	2	44	0	0	6	6	6	39	39	0	1	12	10	10	2	2	2	0	0	1	5	44	28	28	16	16	16	0	0	0	2	22	0	0	15	15	15	7	7	0	0	29	0	0	15	15	15	13	13	1	6	10
茨城県	取手市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	58,839																								
茨城県	牛久市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910													○			○	15,000	15,000				
茨城県	つくば市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	80,000	77,130					○			○	10,000	8,800												
茨城県	ひたちなか市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	81,374								○						○	10,000			○						○	15,000			・通学用品費は１学年は０円
茨城県	鹿嶋市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	78,440																○						○	13,000			１世帯あたり11,000円
茨城県	潮来市	○						○	21,700			○						○	22,900			○	○	0								○	○	84,789														○						○	12,000			
茨城県	守谷市	○						○	22,730			○						○	63,000			○			○	80,880	0				実費無	○	○	80,254								○			○	8,800	8,445					○						○	14,000			
茨城県	常陸大宮市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910					○			○	10,000	10,000					○			○	15,000	15,000				
茨城県	那珂市	○						○	※		学用品費と通学用品費を合算。初：22,730円、中3：25,600円。	○						○	63,000													○	○	80,334								○										○	10,000			○						○	15,000			
茨城県	筑西市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910					○			○	10,000	8,800					○			○	15,000	12,250				ウラブ活動費、校外活動、行事費については、学習支援費（よい子教育プロジェクト）により支給。学校給食費については、令和７年度支給実績：16,500円を支給。学校給食費については、市内の学校に在籍している児童については無償化。市外の学校に在籍している児童については、市内の給食費相当額を上限として無償としている。超過した場合は保護者負担により支給。
茨城県	坂東市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	47,018					○			○	10,000	10,000												
茨城県	稲敷市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910																								
茨城県	かすみがうら市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○			○	60,910	60,910					○			○			○	8,800			○			○	14,000	13,570				通学費については、対象費目がございません。

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（２）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
44	44	44	0	0	5	5	5	39	39	0	2	44	0	0	6	6	6	39	39	0	1	12	10	10	2	2	2	0	0	1	5	44	28	28	16	16	16	0	0	0	2	22	0	0	15	15	15	7	7	0	0	29	0	0	15	15	15	13	13	1	6	10
茨城県	桜川市	○						○	2,270			○						○	85,730													○	○	84,025																○						○	15,000			給食費：欠食の場合１食あたり240円減額、第一子のみ。
茨城県	神栖市	○			○	22,740	22,740					○			○	57,980	57,980															○	○	80,327																												給食費は市内中学校に通う全児童無償、支援対象は市外中学校支援。
茨城県	行方市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	11,000								○	○	83,079																○						○	15,000			
茨城県	鉾田市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	88,850																○			○	15,000	13,808					
茨城県	つくばからいき	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	75,313								○						○	10,000			○						○	24,000			
茨城県	小美玉市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	86,369								○						○	10,000													
茨城県	茨城町	○			○	22,730	21,205					○			○	63,000	63,000															○			○	65,000	65,000																										
茨城県	大洗町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	79,416																○										○	給食の持ち帰り実施に応じて要綱ごとに月額、600円を支給	修学旅行応援費、図書費、家庭なし。オンライン学習通信費：端末の持ち帰り実施に応じて要綱ごとに月額、600円を支給
茨城県	城里町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	60,910																○			○	15,000	15,000					
茨城県	東海村	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910					○			○	8,800	8,800					○			○	14,000	10,757					
茨城県	大子町	○						○	9,730			○						○	63,000			○	○	0							実績なし	○	○	91,291								○			○	8,800	8,800														
茨城県	美浦村	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	78,000								○			○	10,000	8,800					○			○	15,000	12,832					
茨城県	阿見町	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0						○	入学祝の補助金があるため実績なし。	○	○	77,185								○			○	10,000	8,800					○			○	15,000	0			未就学援なし		

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （１）費目毎の援助額 | | |

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
44	44	3
茨城県	水戸市	
茨城県	日立市	
茨城県	土浦市	・学校徴収金の未納世帯がいることから、就学援助費の学校への代理受領の検討。 ・制服購入費の支給について、現在、学校指定品に該当する制服の種類が多岐にわたっており、来年度以降に向けて学校の制服の種類が限られる予定のため、一律で現金支給への変更を検討。 ・中学校部活動効果に伴う部活動（吹奏楽クラブ活動）への参加が、経済的に困難な生徒の保護者の負担を軽減するため、参加に要する費用の一部を支給を検討。
茨城県	古河市	
茨城県	石岡市	
茨城県	結城市	
茨城県	龍ケ崎市	
茨城県	下妻市	
茨城県	常総市	
茨城県	常陸太田市	
茨城県	高萩市	
茨城県	北茨城市	
茨城県	笠間市	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
44	44	3
茨城県	取手市	
茨城県	牛久市	
茨城県	つくば市	
茨城県	ひたちなか市	
茨城県	鹿嶋市	
茨城県	潮来市	
茨城県	守谷市	
茨城県	常陸大宮市	
茨城県	那珂市	
茨城県	筑西市	
茨城県	坂東市	
茨城県	稲敷市	
茨城県	かすみがうら市	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
44	44	3
茨城県	桜川市	
茨城県	神栖市	
茨城県	行方市	
茨城県	鉾田市	
茨城県	つくばみらい市	
茨城県	小美玉市	
茨城県	茨城町	
茨城県	大洗町	
茨城県	城里町	
茨城県	東海村	
茨城県	大子町	
茨城県	美浦村	
茨城県	阿見町	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
44	44	3
茨城県	河内町	なし
茨城県	八千代町	「八千代町スタートアップ事業」として、以下の助成金を支給。 ・助成対象者：令和3年3月1日時点で八千代町に住所を有する「新小学1年生」「小学4年生」「中学3年生」の保護者等 ・助成額：児童生徒1人あたり2万円 「八千代町スタートアップ事業」として、以下の助成金を支給予定。 ・助成対象者：令和4年1月1日時点で八千代町に住所を有する「新小学1年生」「小学4年生」「中学3年生」の保護者等 ・助成額：児童生徒1人あたり2万円
茨城県	五霞町	
茨城県	境町	
茨城県	利根町	